

仁愛大学既修得単位の認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は仁愛大学学則(以下「学則」という。)第41条の規定に基づき、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目の単位(本学の科目等履修生として履修した授業科目の単位を含む。以下、「既修得単位」という。)の認定手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の対象)

第2条 単位認定の対象となる既修得単位は、本学の授業科目に該当する内容のものに限る。

(認定の申請)

第3条 単位の認定を申請しようとする者は、1年次の前期授業開始後1週間以内に次の書類を教務課に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定願(別記様式)
- (2) 既修得単位に係る成績証明書
- (3) 既修得単位に係る授業科目の授業内容を示す書類又は講義概要の写し

(認定)

第4条 学長は、前条の規定により申請のあった授業科目について、当該授業科目の担当教員の意見を徴した上で、教授会の議を経て認定する。

(成績評価の表記)

第5条 前条の規定により認定した授業科目の成績の評価は、学則第38条の規定にかかわらず、「認定」と表記する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

平成 年 月 日

仁愛大学長 殿

学部・学科名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____ 印

既修得単位認定願

下記の科目について、学則第41条の規定に基づき、単位の認定を受けたいので申請します。

記

認定を受けようとする科目・単位		他大学等において修得した科目・単位		備 考
授 業 科 目 名	単位数	授 業 科 目 名	単位数	

単位を修得した機関名 _____

単位を修得した時期 平成 _____ 年度
(平成 年 月から平成 年 月まで)